

## 勧誘方針 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p><u>私たち</u>さわかみ投信株式会社は、金融商品の販売等に関する法律第9条に定められている「勧誘方針の策定等」に基づき、以下の通り「さわかみ投信株式会社 勧誘方針」を定めます。</p>	<p><u>私共</u>さわかみ投信株式会社は、金融商品の販売等に関する法律第9条に定められている「勧誘方針の策定等」に基づき、以下の通り「さわかみ投信株式会社 勧誘方針」を定めます。</p>
<p>1. 各々のお客さまに適した商品をお勧めいたします。</p> <p><u>私たちは</u>、商品のお勧め<u>ある</u>いは投資顧問契約や投資一任契約の締結および履行に際し、お客さまの資金量・資産の状況・投資に関する知識・投資のご経験・投資目的等を確認し、適切な商品の勧誘および販売<u>ある</u>いは投資助言を行います。商品の内容や元本割れの恐れがあり、お客さまが損害を被る可能性があるリスク等の重要事項につきましては、書面の交付その他適切な方法により、十分に説明するよう努めます。お客さまご自身の判断と責任において取引が行なわれるよう適切な情報提供に努めます。</p>	<p>1. 各々のお客さまに適した商品をお勧めいたします。</p> <p><u>当社では</u>、商品<u>を</u>お勧め<u>或</u>いは投資顧問契約や投資一任契約の締結および履行に際し、お客さまの資金量・資産の状況・投資に関する知識・投資のご経験・投資目的等を確認し、適切な商品の勧誘および販売<u>或</u>いは投資助言を行います。商品の内容や元本割れの恐れがあり、お客さまが損害を被る可能性があるリスク等の重要事項につきましては、書面の交付その他適切な方法により、十分に説明するよう努めます。お客さまご自身の判断と責任において取引が行なわれるよう適切な情報提供に努めます。</p>
<p>2. お客さまへの商品の分かりやすい情報提供に努め、また、お客さまには商品を直接販売させていただきます。</p> <p><u>私たちは</u>、インターネットのホームページ、<u>各種ご案内資料、「ご縁の窓口」による説明(電話・Eメール)</u>等により情報を分かりやすく提供するよう努めます。</p>	<p>2. <u>当社では</u>、お客さまへの商品の分かりやすい情報提供に努め、また、お客さまには商品を直接販売させていただ<u>いており</u>ます。</p> <p><u>当社では</u>、インターネットのホームページ、<u>ヘルプ・デスク(電話・Eメール・郵送)</u>等により情報を分かりやすく提供するよう努めます。</p>
<p>3. お客さまの<u>信頼確保</u>を第一とし、信頼と評価の高まる運用会社を目指しております。</p> <p><u>私たちは</u>、商品や契約締結の勧誘、情報提供および契約の履行におきましては、常にお客さまの信頼の確保とその継続が何よりも優先されるものと位置づけ、法令諸規則を遵守し、お客さま本位のサービスの提供に徹します。また、そのための内部管理体制の強化に努めます。断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供、誤解を招く情報の提供はいたしません。</p>	<p>3. お客さまの<u>信頼の確保</u>を第一とし、信頼と評価の高まる運用会社を目指しております。</p> <p><u>当社の</u>商品や<u>当社との</u>契約締結の勧誘、情報提供および契約の履行におきましては、常にお客さまの信頼の確保とその継続が何よりも優先されるものと位置づけ、法令諸規則を遵守し、お客さま本位のサービスの提供に徹します。また、そのための内部管理体制の強化に努めます。断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供、誤解を招く情報の提供はいたしません。</p>
<p>4. 役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。</p> <p><u>私たちは</u>、お客さまの信頼および期待に十分応えられるよう、役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。</p>	<p>4. 役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。</p> <p>お客さまの信頼および期待に十分応えられるよう、役職員の知識技能の修得、研鑽に努めます。</p>
<p>5. 不適切な時間帯には、お客さまにご連絡はいたしません。</p> <p><u>私たちは</u>、<u>私たちから</u>の訪問および電話等による勧誘はいたしておりません。<u>お問い合わせ</u>のあるお客さまに資料等を送付する受身の販売方法を採用しております。</p>	<p>5. 不適切な時間帯には、お客さまにご連絡はいたしません。</p> <p><u>当社では</u>、<u>当社から</u>の訪問および電話等による勧誘はいたしておりません。<u>お問合せ</u>のあるお客さまに資料等を送付する受身の販売方法を採用しております。</p>

## 勧誘方針 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>6. お気づきの事柄については「<u>ご縁の窓口</u>」で承ります。 お気づきの点、苦情、ご要望等<u>あり</u>ましたら、お電話で<u>お問い合わせ</u>いただけます。</p> <p>さわかみ投信株式会社</p> <p><u>お問い合わせ先</u> : ご縁の窓口 Tel:03-6706-4789</p>	<p>6. お気づきの事柄については<u>ヘルプ・デスクで承っております</u>。 お気づきの点、苦情、ご要望等<u>ございましたら</u>、お電話で<u>お問合せ</u>いただけます。</p> <p>さわかみ投信株式会社</p> <p><u>お問合せ先</u> : ご縁の窓口 Tel:03-6706-4789</p>

以上

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言） 新旧対照表（2020年4月）

（下線部\_\_\_\_は変更を示します。）

新	旧
<p>お客さまとの信頼関係を大切にする<u>私たち</u>さわかみ投信株式会社は、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）を適正に取扱うことの重要性を深く認識し、役職員一同、その保護に努めてまいります。</p> <p>つきましては、個人情報保護に関する私たちの取組方針をここに宣言いたします。</p> <p style="text-align: right;">さわかみ投信株式会社</p>	<p>お客さまとの信頼関係を大切にする<u>私共</u>さわかみ投信株式会社は、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）を適正に取扱うことの重要性を深く認識し、役職員一同、その保護に努めてまいります。</p> <p>つきましては、個人情報保護に関する私たちの取組方針をここに宣言いたします。</p> <p style="text-align: right;">さわかみ投信株式会社</p>
<p>1. ～ 3. （略）</p>	<p>1. ～ 3. （略）</p>
<p>4. 開示、訂正等</p> <p>私たちは、お客さま本人から個人情報等の開示等を請求された場合、ご本人であることを確認した上で適切かつ迅速に対応します。なお、手続きの方法については、『保有個人データの開示等のご請求手続き』に別記し、当社のホームページに掲載するほか、<u>「ご縁の窓口」</u>までお問い合わせ下さい。</p>	<p>4. 開示、訂正等</p> <p>私たちは、お客さま本人から個人情報等の開示等を請求された場合、ご本人であることを確認した上で適切かつ迅速に対応します。なお、手続きの方法については、『保有個人データの開示等のご請求手続き』に別記し、当社のホームページに掲載するほか、<u>当社ご縁の窓口</u>までお問い合わせ下さい。</p>
<p>5. （略）</p>	<p>5. （略）</p>
<p>6. <u>お問い合わせ</u>への対応、相談窓口 （略）</p>	<p>6. <u>お問合せ</u>への対応、相談窓口 （略）</p>

以上

お客様の個人情報等の取扱い 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p><u>私たち</u>さわかみ投信株式会社は、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報等を次の通り取扱います。</p>	<p><u>私共</u>さわかみ投信株式会社は、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報等を次の通り取扱います。</p>
<p>1. 個人情報等の利用目的</p> <p>お客様の個人情報等は、当社が行う金融商品取引業（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業に限る。）および金融商品取引業者（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業を行う者をいう。）が法令等により営むことができる業務ならびにこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）を行うにあたり、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で利用します。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑩～⑭（略）</p>	<p>1. 個人情報等の利用目的</p> <p>お客様の個人情報等は、当社が行う金融商品取引業（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業に限る。）および金融商品取引業者（投資運用業、第二種金融商品取引業および投資助言・代理業を行う者をいう。）が法令等により営むことができる業務ならびにこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）を行うにあたり、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で利用します。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑩～⑭（略）</p>
<p>2. 個人情報等の主な取得元について</p> <p>当社が取得する個人情報等の取得元は以下のようなものがあります。</p> <p>①口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に記入・入力していただいた情報</p> <p>②（略）</p> <p>③商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（「ご縁の窓口」へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）</p>	<p>2. 個人情報の主な取得元について</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元は以下のようなものがあります。</p> <p>① 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に記入・入力していただいた情報</p> <p>②（略）</p> <p>③商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（当社ご縁の窓口へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）</p>
<p>3. 個人情報の第三者提供について</p> <p>当社では、個人情報保護法の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。ただし、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者提供の可能性を含めた個人情報を取得する場合は、都度、同</p>	<p>3. 個人情報の第三者提供について</p> <p>当社では、個人情報保護法の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。ただし、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者提供の可能性を含めた個人情報を取得する場合は、都度同意</p>

お客様の個人情報等の取扱い 新旧対照表（2020年4月）

（下線部\_\_\_\_は変更を示します。）

新	旧
<p>意の意思を確認させていただきます。それには次のような事項が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社と共同セミナーを行った事業者に対し、その場で取得した参加者のお名前、住所、メールアドレス、連絡先等の提供</li> <li>●さわみファンドの投資先企業への訪問ツアーにあたり、当該投資先企業に対し、お名前、勤務先の情報等の提供</li> </ul>	<p>の意思を確認させていただきます。それには次のような事項が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社と共同セミナーを行った事業者に対し、その場で取得した参加者のお名前、住所、メールアドレス、連絡先等の提供。<u>。</u></li> <li>●さわみファンドの投資先企業への訪問ツアーにあたり、当該投資先企業に対し、お名前、勤務先の情報等の提供。<u>。</u></li> </ul>
<p>4. 外部委託をしている主な業務</p> <p>当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業主へ個人情報等の取扱の一部、または全部を委託することがございます。その場合は、当該第三者について委託された個人情報等の安全管理が図られるように必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまの口座開設・届出事項の変更等に関する業務</li> <li>・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務</li> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> <li>・業務に関する帳簿書類を保管する業務</li> </ul>	<p>4. 外部委託をしている主な業務</p> <p>当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業主へ個人情報等の取扱の一部、または全部を委託することがございます。その場合は、当該第三者について委託された個人情報等の安全管理が図られるように必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様<del>さま</del>の口座開設・届出事項の変更等に関する業務</li> <li>・お客様<del>さま</del>にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務</li> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> <li>・業務に関する帳簿書類を保管する業務</li> </ul>
<p>5. ～7. (略)</p>	<p>5. ～7. (略)</p>
<p>8. 保有個人データの利用目的</p>	<p>8. 保有個人データの利用目的</p>
<p>保有個人データの利用目的は、「<u>1.</u> 個人情報等の利用目的」と同様とします。</p>	<p>保有個人データの利用目的は、<u>上記</u>「個人情報等の利用目的」と同様とします。</p>

以上

保有個人データの開示等のご請求手続き 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>個人情報<u>等</u>の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づく、保有個人データの開示、訂正、追加、削除または利用停止 <u>(以下「開示等」)</u>のご請求手続きについては次の通りです。</p> <p>【ご請求窓口】 〒102-0082 東京都千代田区一番町29-2 さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口</p> <p>【ご請求にあたり提出いただく書類】 ①当社所定の依頼書 (「<u>ご縁の窓口</u>」までご請求ください。) 保有個人データ開示依頼書、保有個人データ訂正等依頼書、または保有個人データ利用停止依頼書 ② (略)</p>	<p>個人情報<u>および個人番号</u>の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドラインおよび認定個人情報保護団体の指針ならびにプライバシーポリシーに基づく、保有個人データの開示、訂正、追加、削除または利用停止 <u>(以下、「開示等」という。)</u>のご請求手続きについては次の通りです。</p> <p>【ご請求窓口】 〒102-0082 東京都千代田区一番町29-2 さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口</p> <p>【ご請求にあたり提出いただく書類】 ①当社所定の依頼書 (<u>上記の窓口</u>までご請求ください。) 保有個人データ開示依頼書、保有個人データ訂正等依頼書、または保有個人データ利用停止依頼書 ② (略)</p>

以上

各種相談窓口 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>1. <u>お問い合わせ</u>・ご意見・ご要望・苦情等について                  私たちは、個人情報等の取扱い、安全管理措置および金融商品取引等に関するご意見・ご要望・<u>お問い合わせ</u>、苦情等について、<u>下記の「ご縁の窓口」</u>において適切かつ迅速に対応します。</p> <p><u>【窓口名】さわかみ投信株式会社 ご縁の窓口</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>【連絡先】</u> 03-6706-4789  <u>【受付時間】</u> 平日 午前8時45分～午後5時30分</p>	<p>1. <u>お問合せ</u>・ご意見・ご要望・苦情等について                  私たちは、個人情報等の取扱い、安全管理措置および金融商品取引等に関するご意見・ご要望・<u>お問合せ</u>、苦情等について、<u>以下の当社窓口</u>において適切かつ迅速に対応します。</p> <p><u>【名称】さわかみ投信株式会社</u>  <u>【窓口】ご縁の窓口</u></p> <p><u>【連絡先】</u> <u>電話</u>：03-6706-4789  <u>【受付時間】</u> 平日 午前8時45分～午後5時30分</p>
<p>2. 個人情報等の取扱いに関する苦情について  <u>私たち</u>以外の個人情報等の取扱いに関する苦情の申出先として、<u>私たち</u>が加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報等の取扱いに関する苦情相談窓口は次の<u>通り</u>です。</p> <p><u>【窓口名】一般社団法人 投資信託協会 投資者相談室</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>【連絡先】</u> 03-5614-8440  <u>【住所】</u> 〒103-0026                  東京都中央区日本橋兜町2-1 東京証券取引所ビル6階</p> <p><u>【受付時間】</u> 平日 午前9時～午前11時30分                  午後0時30分～午後5時</p> <p><u>【窓口名】 一般社団法人 日本投資顧問業協会 事務局苦情相談室 個人情報担当</u></p>	<p>2. 個人情報等の取扱いに関する苦情について  <u>当社</u>以外の個人情報等の取扱いに関する苦情の申出先として、<u>当社</u>が加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口は次の<u>とおり</u>です。</p> <p><u>【名称】一般社団法人 投資信託協会</u>  <u>【住所】</u> 〒103-0026                  東京都中央区日本橋兜町2-1 東京証券取引所ビル6階</p> <p><u>【窓口】投資者相談室</u>  <u>【連絡先】</u> <u>電話</u>：03-5614-8440  <u>(新設)</u></p> <p><u>【受付時間】</u> 平日 午前9時～午前11時30分                  午後0時30分～午後5時</p> <p><u>【名称】一般社団法人 日本投資顧問業協会</u></p>

各種相談窓口 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【住所】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階</p> <p>【連絡先】03-3663-0505</p> <p>【受付時間】平日 午前9時～午後5時</p>	<p>【住所】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階</p> <p><u>【窓口】事務局苦情相談室 個人情報担当</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【連絡先】<u>電話</u>：03-3663-0505</p> <p>【受付時間】平日 午前9時～午後5時</p>
<p>3. 金融商品取引等に関する苦情処理措置について</p> <p><u>私たちは</u>、「苦情及び事故等の処理に関する規程」を定め、お客さまからの苦情等の<u>お申し出</u>に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の<u>通り</u>です。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>私たちは</u>、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、<u>私たち</u>が加入しています一般社団法人 投資信託協会<u>ならび</u>に一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先まで<u>お申し出</u>ください。</p> <p><u>【窓口名】特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</u> <u>(略称：FINMAC(フィンマック))</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>【連絡先】</u>0120-64-5005(フリーダイヤル)</p> <p>【住所】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3. 金融商品取引等に関する苦情処理措置について</p> <p><u>当社は</u>、「苦情及び事故等の処理に関する規程」を定め、お客さまからの苦情等の<u>お申出</u>に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の<u>とおり</u>です。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>当社は</u>、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、<u>当社</u>が加入しています一般社団法人 投資信託協会<u>並び</u>に一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先まで<u>お申出</u>ください。</p> <p><u>【名称】特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</u></p> <p><u>【略称】FINMAC(フィンマック)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【住所】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p><u>【連絡先】電話</u>：0120-64-5005 (フリーダイヤル)</p>



各種相談窓口 新旧対照表 (2020年4月)

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>【受付時間】平日 午前9時～午後5時</p> <p>同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の<u>通り</u>です。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>【受付時間】平日 午前9時～午後5時</p> <p>同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の<u>とおり</u>です。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>4. 金融商品取引に関する紛争解決措置について</p> <p><u>私たち</u>は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、<u>私たち</u>が加入しています一般社団法人 投資信託協会並びに一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員により手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の<u>通り</u>です。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>4. 金融商品取引に関する紛争解決措置について</p> <p><u>当社</u>は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、<u>当社</u>が加入しています一般社団法人 投資信託協会並びに一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員により手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の<u>とおり</u>です。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <p>①～⑤ (略)</p>

以上

総合取引約款 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(総合取引の解約)</p> <p>第17条 次の各号いずれかに該当する場合、総合取引の契約は解約されます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) お客様が第19条に定めるこの約款の変更に同意されない場合</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(総合取引の解約)</p> <p>第17条 次の各号いずれかに該当する場合、総合取引の契約は解約されます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) お客様が第19条第1項に定めるこの約款の変更に同意されない場合</p> <p>(8)～(9) (略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第19条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第19条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。</p> <p><u>2 前項の改定の内容がお客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。</u></p> <p><u>3 前項の通知の後、当社所定の期日までに異議の申し出がなかった場合は、この約款の改定に同意されたものとして取扱います。</u></p>
<p>&lt;附則&gt;</p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p>&lt;附則&gt;</p> <p><u>(預り証に関する取扱い)</u></p> <p><u>1 2012年7月13日現在のこの約款において定める取引残高報告書を交付する方式以前に交付した預り証は無効とします。なお、当社から預り証の回収要請を受けたとき、お客様はこれに応じるものとします。</u></p> <p><u>2 当社が取引残高報告書を交付する方式以前に交付した預り証を喪失または滅失された場合は、その旨を届け出のうえ、当社所定の書面に必要事項を記載し、当社が別定めるお客様の場合は届出印に符合する印影を押印して当社に提出してください。</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2018年1月</u></p>

以上

投資信託受益権振替決済口座管理約款 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(約款の変更)</p> <p>第17条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第17条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社所定の期日までに異議の申し出がないときは、この約款の改定に同意されたものとして取り扱います。</u></p>
<p><u>&lt;附則&gt;</u></p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2018年1月</u></p>

以上

特定口座約款 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(約款の変更)</p> <p>第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第22条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社所定の期日までに異議の申し出がないときは、この約款の改定に同意されたものとして取り扱います。</u></p>
<p>&lt;附則&gt;</p> <p>この約款は<u>2020年4</u>月1日より適用いたします。</p>	<p>&lt;附則&gt;</p> <p>この約款は<u>2016年1</u>月1日より適用いたします。</p>
<p><u>2020年3</u>月</p>	<p><u>2015年12</u>月</p>

以上

非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(契約の解除)</p> <p>第10条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) お客様が<u>第12条に定める</u>この約款の変更に同意されない場合は、当社が定める日</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第10条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) お客様がこの約款の変更に同意されない場合は、当社が定める日</p> <p>(7)～(9) (略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第12条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第12条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。</p> <p><u>2 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。</u></p> <p><u>3 前項の通知の後、当社所定の期日までに異議の申し出がなかった場合は、この規程の改定に同意されたものとして取扱います。</u></p>
<p><u>&lt;附則&gt;</u></p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2019年4月</u></p>

以上

『さわかみファンド』 定期定額購入サービス取扱規程 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(規程の変更)</p> <p>第13条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(規程の変更)</p> <p>第13条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社所定の期日までに異議の申し出がないときは、この規程の改定に同意されたものとして取り扱います。</p>
<p><u>&lt;附則&gt;</u></p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2018年1月</u></p>

以上

〈さわかみネットサービス〉取扱規程 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(規程の変更)</p> <p>第17条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p>	<p>(規程の変更)</p> <p>第17条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示<u>その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。</u></p> <p><u>2 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。</u></p> <p><u>3 前項の通知の後、当社所定の期日までに異議の申し出がなかった場合は、この規程の改定に同意されたものとして取扱います。</u></p>
<p>&lt;附則&gt;</p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p>&lt;附則&gt;</p> <p><u>(総合取引口座を有しているお客様への特則)</u></p> <p><u>1 2012年8月31日現在において、当社に総合取引口座を保有されている個人のお客様については、特段の申し出がない限り、本サービスの利用申込みがあったものとみなして、この規程を適用します。</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2013年8月</u></p>

以上

## 電子交付サービス取扱規程 新旧対照表

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

新	旧
<p>(規程の変更)</p> <p>第12条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p>	<p>(規程の変更)</p> <p>第12条 この規程は、法令の変更または監督官庁の指示<u>その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。</u></p> <p><u>2 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、改定事項を当社が定める方法によりお客様に通知します。</u></p> <p><u>3 前項の通知の後、当社所定の期日までに異議の申し出がなかった場合は、この規程の改定に同意されたものとして取扱います。</u></p>
<p>&lt;附則&gt;</p> <p><u>この約款は2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2020年3月</u></p>	<p><u>2012年10月</u></p>

以上